

令和7年7月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和6年(ワ)第605号 国家賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年6月18日

判 決

東京都 [Redacted]

原 告

同訴訟代理人弁護士

東京都青梅市東青梅1丁目11-1

被 告

同代表者市長

同訴訟代理人弁護士

[Redacted] 鎌倉 広明

青 梅 市

大勢待利明

橋本 勇

羽根 一成

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、3126万3375円及びうち3005万6400円に対する令和6年3月30日から、うち120万6975円に対する令和7年2月13日から各支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、別紙物件目録記載の土地(以下「本件土地」という。)を所有する原告が、本件土地に隣接する山道(以下「本件山道」という。)を所有管理する被告に対し、台風に伴う豪雨の際、本件土地の地盤の一部が崩壊する事故(以下「本件事故」という。)が発生したのは、本件山道の排水設備の設置又は管理に瑕疵があり、本件土地に大量の雨水が流入したことが原因であるなどと主張して、国家賠償法(以下「国

賠償」という。) 2条1項又は1条1項に基づく損害賠償として(選択的併合) 31
26万3375円及びうち3005万6400円については事故日又は違法行為
の日以後の日(訴状送達の日翌日)である令和6年3月30日から、うち120
万6975円については事故日又は違法行為の日以後の日(訴えの変更申立書送達
の日翌日)である令和7年2月13日から各支払済みまで、民法所定の年3%の
割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実(当事者間に争いがないか、後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に
認められる事実。なお、証拠番号は特記しない限り枝番を含む。)

(1) 当事者

10 原告は、本件土地の所有者である。本件土地は、後記(2)の本件事故日である
令和元年10月12日当時、原告の亡夫が所有していたが、亡夫は同月29日
に死亡し、原告が本件土地を単独相続した。(争いがない、甲1、30)

被告は、本件土地の西側に隣接する本件山道()を所有管理する地方公共団体である。(争いがない)

15 (2) 本件事故の発生

令和元年10月12日、青梅市(本件土地が含まれる。)は、台風19号に伴
う大雨に見舞われ、同日の一日の降雨量は、気象庁の観測史上最大を記録した
(以下、この降雨を「本件豪雨」という。)

20 本件豪雨の際に、本件土地の地盤の一部が崩壊し、周辺の土地へと土砂が流
出した(本件事故)。(争いがない)

(3) 本件土地及び本件山道の状況

ア 周辺の地形

25 本件土地及び本件山道の付近の地形は、別紙案内図のとおりである(本件
土地は、同図中央に「申請箇所」として指示された太線のすぐ東側(右側)
に位置する「 」と表記された土地であり、本件山道は、太線の
すぐ西側(左側)に位置するほぼ南北方向に延びる道路である。)。本件土地

及び本件山道の周辺の土地は、おおむね西側の標高が高く、東側の標高が低くなっており、南北方向へ延びる本件山道の路面も、西側から東側へと向かって傾斜している。本件山道の西側に隣接する土地には、本件山道よりも高い位置に住居が建ち並んでおり、さらにその西側には丘のように森林が広がっている。そのため、本件山道やその西側の土地に降り注いだ雨水の一部は、西側から東側に向けて流れ、本件土地及び本件山道付近では、本件山道の路面上を通過して、本件土地の方向へと流れていく地形となっている。(争いが
5 ない、甲3、5、9、弁論の全趣旨)

本件土地は、建物等のない空き地であり、本件土地の一部及び本件土地の北東に位置する斜面は、平成24年3月29日に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律上の土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域(以下、あわせて単に「土砂災害警戒区域」という。)に指定されていた。(争いが
10 ない、弁論の全趣旨)

イ 本件山道の排水設備

本件山道はアスファルトで舗装されており、路面上の雨水を排水するために、基本的に道の東側の端に沿ってU字溝が設置され、開渠となっている。

本件山道と本件土地の境界付近においても、従前は本件土地を通過するようにU字溝が設置されていたが、平成24年12月頃に当時の本件土地の所有者がU字溝を撤去したため、平成25年頃、被告が工事を実施して暗渠を設置し、以降そのままになっていた。(争いが
15 ない、弁論の全趣旨)

上記暗渠の形状等については、口径20～25cm程度の円筒形のパイプが、本件土地及びその南側の土地の地中を通過して約20mにわたって埋設され、本件山道の北側へ延びていくU字溝の端と、南側へ延びていくU字溝の端を地中で繋いでいた(以下「本件暗渠」という。)(争いが
20 ない、甲7、9、乙4の2)

(4) 本件事故後の事情

本件事故による土砂の流入の被害を受けて、本件土地の北東側の土地の所有者は、令和3年7月20日付けで、原告や近隣住民らに対し、損害賠償や擁壁の設置等を求める訴訟を提起した（以下「別件訴訟」という。）。（甲34）

別件訴訟を経て、原告は、本件土地の斜面を安定させるための工事を実施することとなった。（甲14、2.6ないし29）

(5) 消滅時効の援用の意思表示

ア 原告は、令和6年2月19日に本件訴訟を提起した。（顕著な事実）

イ 被告は、令和6年6月24日の第1回弁論準備手続期日において準備書面(1)を陳述したことをもって、原告の主張する国賠法上の損害賠償請求権につき、消滅時効を援用するとの意思表示をした。（顕著な事実）

2 争点

- (1) 国賠法2条1項に基づく損害賠償責任の有無
- (2) 国賠法1条1項に基づく損害賠償責任の有無
- (3) 消滅時効の成否
- (4) 損害額

3 争点に対する当事者の主張

(1) 国賠法2条1項に基づく損害賠償責任の有無（争点1）

（原告の主張）

本件山道はアスファルトで舗装されており、本件山道やその西側の土地に降り注いだ雨水は、本件山道上の高所（西側）から低所（東側）へ流れ、本件山道と本件土地の境界付近においては、本件土地の方に向かって流れていく地形になっており、本件山道の東側側面に設置されたU字溝が本件山道の排水設備としての機能を果たしていた。このような本件山道及びそれに沿ったU字溝の管理を開始した被告は、本件山道の本件土地に面している部分も含め、本件山道及びU字溝に係る排水機能が維持されるように管理する責任を負っていた。そして、本件土地は、平成24年3月29日に土砂災害警戒区域に指定されて

おり、大量の雨水が流入した場合に崩壊の危険があることは予見可能であった
のだから、被告は、本件土地の旧所有者が平成24年12月頃に本件土地と本
件山道の境界付近のU字溝（開渠）を撤去した後、同所に本件暗渠ではなくU
字溝を設置するなどして、排水機能が維持されるように工事をすべきであった。
ところが、被告は、平成25年1月頃、本件土地と本件山道の境界付近に本件
暗渠を設置したため、本件山道の路面上の雨水が無造作に本件土地へと流入す
ることとなって本件事故が発生したものであり、本件山道は排水設備として通
常有すべき安全性を欠いており、本件山道の設置又は管理に瑕疵があった。

なお、本件豪雨が観測史上最大の雨量であったとしても、本件暗渠が設置さ
れる以前から、日本各地で豪雨が発生する可能性を行政が指摘していたことや、
本件土地が土砂災害警戒区域に指定されていたことからすると、予見可能性や
相当因果関係は否定されない。

したがって、被告は国賠法2条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(被告の主張)

本件山道は道路法上の道路に該当しないため、被告に排水設備を設置する法
的義務はない。本件事故の際には、本件豪雨による大量の雨水が本件山道上を
自然に流れ、その一部が本件土地に流入したにすぎないのだから、本件山道に
瑕疵はない。

また、本件豪雨が観測史上最大の雨量であったことなどに照らせば、仮に本
件山道に開渠が設置されていたとしても本件事故が発生した可能性があり、相
当因果関係は認められない。

(2) 国賠法1条1項に基づく損害賠償責任の有無（争点2）

(原告の主張)

上記(1)で主張した事情に照らせば、被告は、本件山道と本件土地の境界付近
において、路面状況や雨水の流れを適切に調査した上、本件山道の路面上の雨
水が本件土地に無造作に流入することにならないよう工事をすべき義務を負

っていたのに、被告はその義務を怠って、本件暗渠を放置していた。本件事故は、その結果として発生したものである。

したがって、被告は国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(被告の主張)

争う。

(3) 消滅時効の成否 (争点3)

(被告の主張)

本件事故が発生した令和元年10月12日から、本件訴訟が提起された令和6年2月19日までには3年が経過しており、原告の請求権は時効により消滅している(国賠法4条、民法7.24条)。仮に、原告が別件訴訟をきっかけに、本件事故の責任が被告に生じ得ることを知ったという事情があったとしても、事実上の障害にすぎないから、消滅時効の起算点を本件事故の発生日よりも遅らせる理由にはならない。

(原告の主張)

本件事故の責任が被告にあることを原告が知ったのは、令和3年9月27日以降のことである。原告は、別件訴訟において、訴訟関係人が令和3年9月27日付けで提出した書面(甲16)の中に、本件暗渠の存在が本件事故の発生につながったという旨の記載があったことから、これを調査するうちに、はじめて被告に本件事故の責任があることを知った。したがって、本件事故の加害者を知ってから本件訴訟の提起までに、3年は経過していない。

(4) 損害額 (争点4)

(原告の主張)

原告は、下記内訳のとおり、合計3126万3375円の損害を被った。

ア 本件土地の斜面工事費用 2842万1250円

イ 弁護士費用 284万2125円

(被告の主張)

不知。

第3 当裁判所の判断

1 国賠法2条1項に基づく損害賠償責任の有無（争点1）

(1) 本件山道の瑕疵の有無

ア 国賠法2条1項にいう営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、当該営造物の構造、用法、場所的環境、利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきである（最高裁昭和42年（オ）第921号同45年8月20日第一小法廷判決・民集24巻9号1268頁、同昭和53年（オ）第76号同年7月4日第三小法廷判決・民集32巻5号809頁参照）。

イ これを本件について検討すると、そもそも雨水が高所から低所へと流れていくのは自然現象というべきものであるから、一般的に、高地の所有者において、高地から低地への雨水の流入を防止する義務、あるいは、その流入を防止する工作物の設置等をすべき義務があるものとは認められず（民法の相隣関係の規定（同法第2編、第3章、第1節、第2款）にも、そのような義務に関する定めは存しない。）、そのことは、台風等により雨水の量が多い場合であっても異ならないというべきである。原告の主張は、本件山道から本件土地への雨水の流入により本件事故が発生したことを前提とするものであるところ、本件山道、本件土地及びその周辺の土地の形状（前提事実(3)ア）に照らし、本件山道から本件土地への雨水の流入についても、単に、本件山道の西側の高地から流れてきた雨水が、本件山道に降り注ぐ雨水と合流しつつ、そのまま低地である本件土地を含む周辺の土地へ流入したにすぎないものと認めるのが相当であって、本件山道の所有者である被告につき、本件山道から本件土地への雨水の流入に関する義務違反やその点に関する工作物等の設置管理の瑕疵があるとは認められない。

ウ この点に関して、原告は、本件暗渠が設置される前には本件山道の東側側

面に設置されていたU字溝が排水設備としての機能を果たしていたから、被告には、本件山道及びU字溝に係る排水機能が維持されるよう管理する責任があると主張する。しかしながら、本件山道の東側側面に設置されていたU字溝は、その設置位置や性質に照らして、雨水等が路面に滞留して道路の効用が妨げられるのを避けるために設置されたものであると認められるのであって、その設置により低地への雨水の流入が制限される効果があったとしても、あくまで道路の効用確保に伴う付随的な効果にすぎないものと認めるのが相当であり、本件暗渠の設置前に本件山道の東側側面にU字溝が設置されていたとしても、そのことにより、被告につき、低地の所有者である原告との関係において、原告の主張するU字溝（開渠）による排水機能を維持する責任が生じるものとは認められない。

また、原告は、U字溝を流れてきた大量の雨水が、本件暗渠の入り口で行き場を失って溢れ出し、本件土地等に流れ込んだなどと主張するが、本件山道の西側の高地等から本件山道を経由して本件土地に流入した雨水とは別に、本件暗渠の入り口付近から殊更大量の雨水が本件土地に流入したことを認めるに足りる客観的な証拠はなく、原告の上記主張も採用することができない。

さらに、原告は、被告が、本件山道の本件土地と隣接する部分に、以前の開渠に代わって本件暗渠を設置したことは、民法218条の「土地の所有者は、直接に雨水を隣地に注ぐ構造の屋根その他の工作物を設けてはならない。」という規定の違反と同等の行為であると評価できると主張するが、本件暗渠は地中に埋設されており、同条の「直接に雨水を隣地に注ぐ構造の屋根その他の工作物」には該当せず、また、被告が原告との関係においてU字溝による排水機能を維持する責任を負わないことは上記説示のとおりであるから、いずれにせよ、原告の上記主張は採用できない。原告は、民法220条の「高地の所有者は、(…)低地に水を通過させることができる。この場

合においては、低地のために損害が最も少ない場所及び方法を選ばなければ
ならない。」という規定から、被告がU字溝による排水機能を維持する責任
を負うとも主張するが、民法220条は、人為的な排水に関する規定である
から、本件で問題となっている雨水の自然な流出に関して適用の余地はなく、
原告の上記主張も採用できない。

エ 以上のとおりで、本件山道が通常有すべき安全性を欠いていたということ
はできず、本件山道の設置又は管理に瑕疵があったとは認められない。

(2) 小括

したがって、その余の点（相当因果関係の有無等）について判断するまでも
なく、争点1に関する原告の主張は理由がない。

2 国賠法1条1項に基づく損害賠償責任の有無（争点2）

争点2に関する原告の主張は、争点1と同様の事情等に基づくものであるから、
上記1で説示したところと同様の理由により、争点2に関する原告の主張につい
ても理由がない。

第4 結論

よって、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由
がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所立川支部民事第1部

裁判長裁判官

古谷 健二郎

裁判官

寺田 さや子

裁判官

星野 徹